

平成 27 年 9 月 3 日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

表示に問題があったミネラルウォーター

1. 依頼内容

「釘がさびないとうたったミネラルウォーターに、鉄釘を浸したところ、24 時間も経たないうちにさび始めた。表示が疑わしい。ミネラルウォーターの成分が表示通りか調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

当該品は、10L 入りの飲用水で、相談者より提供された当該品に付属していたパンフレット及びインターネット上の販売者のホームページには「鉄くぎを浸しても、6 か月程度は錆びません。」との記載がありました。

そこで、ガラス製のコップに当該品の水と鉄釘（新品）を入れたところ、18 時間後にはさびが発生したことから（写真）、この記載は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上、問題があると考えられました。

写真. ガラス製のコップに入れた当該品と鉄釘（18 時間後）



取り出した鉄釘



また、商品パッケージ等に表示されていたミネラル成分（ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、カリウム、鉄、亜鉛、ゲルマニウム）の含有量を調べたところ、マグネシウム、カリウム、ゲルマニウムの 100ml 当たりの含有量は、ほぼ表示通りで、ナトリウムの含有量

も健康増進法の栄養表示基準^(注1)に定められた誤差の許容範囲内(±20%)でした。

当該品の外箱には、「ミネラル成分含有量は採水時期によって変動があります。」と記載されていたものの、カルシウム、鉄、亜鉛の含有量は、栄養表示基準で定められている誤差の許容範囲(カルシウム、鉄、亜鉛：-20%～+50%)から外れていました。また、当該品には亜鉛を含む旨の表示がありましたが、そのために栄養表示基準で必要とされる量(0.53 mg/100ml 以上)^(注2)は含有されておらず、健康増進法に抵触するおそれがありました。

さらに、相談者より提供された当該品に付属していたパンフレット及びインターネット上の販売者のホームページの表示を調べたところ、「ガンを抑制する効果で注目されているゲルマニウム・天然亜鉛が含まれています。」といった疾病名やその治療や予防に関する記載がみられ、これらは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に抵触するおそれがありました。

(注1) 健康増進法のうち、食品表示に関する規定は、平成27年4月1日より食品表示法に一元化され、栄養表示基準は食品表示基準となりました。

(注2) 食品表示基準では、数値が改正され、亜鉛は0.66 mg/100ml となっています。

3. 解決内容等

以上のテスト結果を、テストの依頼元が販売者に説明し、相談者の要望を伝えたところ、商品代金が返金されました。また、当センターより関係省庁に情報提供を行ったところ、販売者は所在地の自治体等からの指導を受け、ホームページから、釘がさびないことに関する表示、ミネラル成分の含有量に関する表示及び疾病名やその治療等に関する表示を削除する改善を行いました。また、商品については、当面、上からシールを貼付する等の対応を行っており、パンフレットについても表示の変更・改善を行うとのことでした。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165